

交通基本法の検討にかかる問題提起 フランス国内交通基本法を念頭において

運輸調査局 板谷 和也

自己紹介

- 板谷和也（運輸調査局副主任研究員）
 - 2005年 東京大学大学院新領域創成科学研究科環境学専攻博士課程修了 博士(環境学)
 - 論文タイトル「実効性を考慮した都市圏総合交通計画に関する研究－フランスPDUを題材として」
 - 横須賀市都市政策研究所、(財)豊田都市交通研究所を経て2008年7月より現職
 - 専門分野: 公共交通(特に都市交通/鉄道・バス)、フランスの交通制度、他

フランス国内交通基本法の概要

- 国内交通基本法LOTI: Loi no.82-1153 du 30 décembre d'Orientation des Transports Intérieurs
 - 1982年制定、1996年、2000年等に改訂
- フランス国内の全交通手段に関する基本法
- 交通権の明文化
- 社会的経済性を用いた評価の義務化
- 交通権
 - 定義—全ての人の移動する権利・交通手段選択の自由・貨物輸送に際して認められる権利・情報を得る権利
 - 目的—誰もが容易に、低コストで、快適に、同時に社会的コストを増加させないで移動することの実現

フランス国内交通基本法の制定経緯

- 1970年代:フランス国鉄(SNCF)の経営危機・1983年以降の事業方針について定める必要性
- 1981年5月:ミッテランが大統領選に勝利
- 1981年6月:総選挙で社会党が第1党に(公約で交通政策について明示)
- 1981年9月～1982年7月:1983年以降の鉄道事業のあり方に関する検討作業
 - この中で、鉄道関連に留まらず、交通政策全般を包含するかたちで検討が進められた
- 1982年7月～12月:法律案の原案取りまとめ、議会審議・可決
- 1982年12月30日:公布

フランス国内交通基本法の特徴

- 問題解決を目的として制定された
- 問題を一挙に解決しようとせず、漸次的に改良していくことを念頭に置いている
- 政策全体をまとめる論理として「交通権」を用いている
- 特に行政側(中央・地方)の行動指針となる内容である
- ばら撒きも、採算性のみによる事業評価も否定し、社会的効率性を重視することを謳っている
- 交通に留まらず、都市計画・まちづくりと連携している
- 地方分権推進との調和を図っている

フランス社会党の選挙公約

- 都市公共交通機関の拡大
- 公共交通運賃を低水準に抑え、労働者に乗車証を無料公布
- 都市間旅客交通サービスの再建
- 石油税収の一部を交通政策の財源とする
- 貨物輸送における効率性の向上、関連する全交通機関が集まる施設の整備
- 交通機関の労働条件の改善
- 内航海運に関する基本計画の策定
- 航空輸送の再編成
- 世界海運市場におけるシェア向上
- 高速道路料金レベルを、最も古い高速道路の現行料金の平均値に調整
- 交通に関する研究開発政策の実施

フィテルマンによる4つの政策指針

- 交通サービスを質的にも量的にも飛躍的に改善すること [各交通手段の連携]
- 二重の誘導力を備えた料金政策を確立すること [公共交通料金制度と財源負担制度]
- 都市における自動車交通の状態を改善し騒音を抑制すること [バイパス道路整備]
- 計画化と民主主義を調和させること [地方の交通計画と国家長期戦略の整合]

- これらを実現する法律を、全ての利害関係者とその代表の、検討作業への参加を通じて制定し、速やかに実行に移されるよう措置する

フランス国内交通基本法における キーワード

- 1) 総合政策
 - 鉄道だけ、自動車だけ、高速道路だけ、交通弱者だけ、といった議論ではなく、全てを総合して検討している
- 2) 公正と効率
 - 交通権に見られる権利の実現を謳う一方で、社会的効率性を重視した整備・運営を義務づけている。正便益不採算(中川大・京都大学教授による)の路線を維持するための理論と水準の設定
- 3) 人流と物流
 - 交通を人の移動と物の移動の両面から捉えている

日本の交通関連諸問題

- 交通弱者対策
- 都市間交通の指針
- 内部補助に代わる論理(財源負担)
- 物流の効率化
- マルチモーダル施策
- 運輸関連の労働環境
- 地方自治体による交通政策対応(マンパワー)
- 赤字基調の路線と黒字運営可能な路線の並存

結び(1)

- フランスにおける国内交通基本法は、鉄道問題の解決を目的に検討を開始したが、検討の中で全モードを包含した法律の制定がなされた。
- 地域(都市)交通、都市間交通、国際交通の全てについて、人流・物流の両面から捉え、その政策の方針として「交通権」を位置づけている。
- 社会的効率性の重視を明文化している。
- 都市交通に関しては、全交通モードを当該都市の行政が一手に管轄し、費用負担のルールも確立している(別紙)

結び(2)

- 現在の日本の交通問題は、当時のフランスの状況に類似しているが、しかし全く同一ではないので、政策そのものを参考にするよりは、当時のフランスが辿った「交通問題の整理」「解決方法の検討」「多数の参加による検討」「既存法律の整理」「スピーディな法制化」「実現のための施策」といったプロセスから得られるものが多いのではないだろうか。
- 特に地方部における運輸事業者の疲弊状況、またその労働環境、特に歪んだ賃金状況、労働実態については考慮の必要がありそうである。また、地方自治体における交通政策担当の業務量の多さ、専門知識を持った職員の数の絶対的な不足といった問題も大きい。そのため、人材の充実・活用が図れるような制度設計が重要と考えられる。
- 一方、都市部の運輸事業は現在でも健全経営を維持しているところも多い。そのため、地域によって異なる方法で交通問題の改善を行っていくことが必要と考えられる。

参考文献

- 児玉富隆(1985): 交通基本法の制定とフランス国鉄の新しい位置づけ, 運輸と経済, 第45巻第2号, pp76-82, 運輸調査局
- Emile Quinet(1985): フランスにおける交通政策と鉄道—歴史と展望—, 運輸と経済, 第45巻第6号, pp10-18, 運輸調査局, 図師雅脩訳
- 児玉富隆(1981): フランス社会党の交通政策の方向—12の基本方針—, 運輸と経済, 第41巻第11号, p65, 運輸調査局
- 松岡(1982a): シャルル・フィテルマン氏の新交通政策(フランス), 運輸と経済, 第42巻第1号, pp72-73, 運輸調査局
- 松岡(1982b): フランスの新交通政策の目標, 運輸と経済, 第42巻第6号, pp65-66, 運輸調査局
- 図師雅脩(1981): フランス政府運輸委員会報告書—第8次経済社会発展計画(1981-85)—, 第41巻第10号, 運輸と経済, pp58-66, 運輸調査局
- 松岡(1983a): フランス国鉄の基本的経営方針, 運輸と経済, 第43巻第4号, pp67-68, 運輸調査局
- 図師雅脩(1984): 新フランス国鉄の役割とその展望, 運輸と経済, 第44巻第1号, pp62-64, 運輸調査局
- 交通権学会編(1986): 交通権 現代社会の移動の権利, 日本経済評論社
- 土居靖範(2007): 交通政策の未来戦略 まちづくりと交通権保障とで脱「クルマ社会」の実現を, 文理閣
- 板谷和也(2005): 実効性を考慮した都市圏総合交通計画に関する研究—フランスPDUを題材として—, (2004年度東京大学博士論文)